平成２８年（フ）第１号
愛知県北設楽郡設楽町田口字谷下８番地２
谷下団地122号
債務者　小山　幸雄
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月28日午後２時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５号
愛知県豊橋市飯村町字西山25番地19（105）、従前の住所愛知県豊橋市天伯町字六ツ美６番地の13
債務者　大森　與彦
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４９８号
岡山市北区奉還町４丁目３番21号サンコスモ102
債務者　岡田　照久
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０６号
岡山市北区清輝橋４丁目４番32号ライオンズマンション岡山南301号、旧住所岡山市中区江並340番地12
債務者　井賀木良枝
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５０号
岡山市中区山崎150番地８
債務者　大森　健次
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５３号
岡山市中区平井７丁目30番11号、旧住所岡山市中区平井1098番地８
債務者　石原　透雄
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０９０号
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎１丁目12番11号　グランシード稲村ガ崎103
債務者　杉山　友朗
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３６１号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅４棟202号
債務者　小柳　敏子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４号
横浜市鶴見区菅沢町３番４号　コーポツルミ103号室
債務者　田中　正一
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０３号
静岡県藤枝市駅前２丁目７番24号　寿ビル４Ａ－７
債務者　清水　仁美
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８５号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１－８－312
債務者　廣田　友子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３５号
北海道旭川市東光12条３丁目１番２号
債務者　阿部　勝治
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３６号
北海道旭川市東光12条３丁目１番２号
債務者　阿部　良子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８８号
北海道富良野市幸町８番６号　ネーブル502号室、申立時の住所北海道富良野市北の峰町２番37号　北の峰コーポ１階３号室
債務者　加賀　優子（旧姓麓・内藤・佐々木）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部